

掲示用

STOP 熱中症

熱中症対策が 義務化されます

令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則により、熱中症対策が義務化されます。熱中症について正しい知識を身につけ、適切に対処しましょう。

陸運業における熱中症のおそれのある者に対する処置（フロー）

対象となる作業

WBGT(暑さ指数)28度以上
または、気温31度以上の環境下



連続1時間以上または、1日4時間
を超えて実施が見込まれる作業

※WBGT値はWBGT指数計又は環境省HPで確認

- ①自覚症状がある場合
- ②熱中症のおそれのある者を発見した場合

作業離脱→身体冷却

意識の異常等

返事がおかしい、ぼーっとしている

異常等あり

救急隊要請 119

医療機関への搬送

経過観察

回復

回復

回復後の体調急変等により症状が悪化する場合、安全衛生推進者、衛生管理者等に連絡
→フローは「意識の異常等」に戻る。

熱中症が疑われる症状例

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温など

【他覚症状】

ふらつき生あくび、失神、大量の発汗、痙攣など

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合

安易な判断は避け、

救急安心センター事業（#7119）

等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。

○医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
○単独作業がある場合、あらかじめスマートフォンの「緊急電話」の連絡先に、安全衛生推進者、衛生管理者等を指定することにより、常に連絡できる状態を維持する。

回復後の体調急変

※このフローは、厚生労働省作成「職場における熱中症対策の強化について」リーフレットを参考にして作成したものです。

作業場に掲示し、迅速かつ適切に対処できるようにしましょう。

安全担当者等の緊急連絡先



陸上貨物運送事業労働災害防止協会



公益社団法人
全日本トラック協会